

所 属 長 印		同 志 社 大 学	
2008 年度 個人研究費研究経過・成果報告書			
2009 年 3 月 31 日提出			
所 属	職 名	氏 名	印
法学部	専任講師	野々村 和喜	
研 究 題 目	不法行為における因果言説の規範的・解釈論的再構成		
研 究 成 果 の 概 要	<p>本研究は、個人の行動自由保障を本来的内容とする過失責任システムの基本構想に立ち返って、加害者に対する非難性（責任原因の認定）と被害者の要保護性（被害法益の認定）の両面を過不足なく、かつ説得的に提示しうる論証枠組みを検討することを目的とするものである。その前提として、解釈レベルでの違法性論の台頭および民事過失の客観化が、個別事案の責任成否を社会的見地から吟味する傾向を強めてきたと考えられるところ、こうした＜責任の社会化＞が、現在または近い将来において重要になる紛争類型では必ずしも適合的でない可能性がある、との問題意識に基づく。</p> <p>その際、本研究は、社会的見地から責任成否を吟味するという観点において、第1次侵害と過失との因果関係、あるいは後続侵害の帰責における因果関係に、個人に対するコスト転嫁の正当化にかかわる価値判断（主観的非難とも、個別的行動に対する規制＝客観的無価値評価とも異なるもの）を内在しうるのではないかと考えている。</p> <p>上記想定のもと、本年度は、医療（技術）過誤をめぐる近時の判例の展開を素材として、一定の検討を試みた。結論をくだすには尚早だが、現時点では、行動に対する無価値評価（過失）とは切り離された、むしろ法益侵害の有無じたいの認定において因果関係概念が有用でありうることが示唆されてきており、これは本研究の問題意識を補強する成果といえる。</p>		